

22年労働協約改訂交渉報告！ 143項目すべて「現行どおり」の回答へ！

本部は、8月31日・9月2日において「2022年労働協約改訂要求」に対する団体交渉を開催してきました。143項目にわたる主な要求項目として、55歳以上、嘱託再雇用社員の労働条件の改善、各種手当の新設及び増額、アルコール検知器、全社員へ実施等です。

嘱託再雇用社員の労働条件の改善について！

= 組合要求 =

- ◎基本給月額は59歳時点とされたい。
- ◎期末手当A・Bの扱いについて。
- ◎60歳以降「短日数制」の導入。
- ◎リフレッシュ休暇の新設。
- ◎社宅利用、住宅援助金、扶養手当の新設。
- ◎慰労金の増額。

= 会社回答 =

- ◇退職されている。退職金の支給。一部年金支給されている。雇用条件が社員と違う。社員時代にライフサイクルを整えて欲しい。裁判事例や他社と遜色がないことを繰り返し主張した。

= 組合主張として =

- ・会社は雇用した以上責任があり、社宅利用等認めるべきである。明らかに社員と違う労働条件にするべきだ。60歳以降でも子や親の扶養は発生している。改善するまで要求して行く。

アルコール検知器、全社員へ実施せよ！

= 組合要求 =

- ◎就業規則上の事は認識するが、検知基準を超えると不参から賃金カット、時期によると出勤停止処分にもなる。就業規則通り全社員へ実施すべきだ。

= 会社主張 =

- ◇点呼時に社員の動向で把握できる。匂いや体調の異変がないことを見ている。

= 組合主張 =

- ・マスクで顔色まで見えない、体調の異変や動きがおかしいならかなりの二日酔い状態。会社と乗務員との認識の違いがある。

若い社員に希望が持てる福利厚生を訴えて行きます！